

商品先物取引法第192条第1項の規定に基づく商品先物取引業の許可申請については、下記により受け付けております。

記

1 商品先物取引業の許可申請

(1) 申請前の相談等

申請前の事前相談に応じております。まずは電話等でお問い合わせください。面談等を行った後、申請書の案文（添付書類を含む。以下同じ。）について事前相談を開始しますので、十分な時間的余裕をもってご連絡ください。

提出方法：電子メール又はGビズフォーム（事前相談）等（農林水産大臣・経済産業大臣宛て（連名）の案文を作成し、主務省へご提出ください。）

(2) 申請書及び添付書類の様式

申請に当たっては、申請書本文及び商品先物取引法施行規則に規定する添付書類一式が必要です。

施行規則に様式が規定されている書類は当該様式を使用してください。その他、以下の様式を使用できます。

・ [商品先物取引業の許可申請書及び添付書類](#)

(3) 担当者の連絡先等

事前相談及び申請書の審査の過程で、質問事項等をご連絡する場合がありますので、当該申請に係る担当者の氏名、所属部署、連絡先（電話番号及びメールアドレス）の添付をお願いします。

(4) 申請書の提出

事前相談における案文の確認が終了した後、申請書（添付書類を含む。）を提出していただきます。（審査期間は、申請書の受領後、原則1箇月です。）

提出方法：Gビズフォーム（許可申請）

（ご利用できない場合は、電子メール又は持参もしくは郵送等）

（注）紙で提出する場合は、官公署が発行する公的書類は2通ずつご用意いただき、農林水産大臣・経済産業大臣宛て（連名）の正本を2部作成し、それぞれ1部ずつご提出ください。

2 商品先物取引業の許可の連絡等

当該許可を決定したときは、申請者にご連絡の上、当該許可書を手交又は郵送により交付します。

3 問い合わせ先、申請書提出先

○ 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 商品取引グループ 業務監督班

電話：03-3502-8111（内線 4170）直通：03-3502-5754

メールアドレス：syotorikujoyosodan@maff.go.jp

○ 経済産業省商務情報政策局 商品市場整備室 商品先物取引監督班

電話：03-3501-1511（内線 4201）直通：03-3501-5895

メールアドレス：bz1-shinsei-uketsuke@meti.go.jp

4 許可業者名簿の閲覧

許可された商品先物取引業者の名簿は、主務省のホームページに掲載しております。